

曾於保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号、以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき、鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、曾於保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について検討する。

- (1) 曾於保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから大隅地域振興局長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
4 委員は、再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は、議長が招集する。

2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 議長は、調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に、専門的な事項について調査研究するため、必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長がこれを招集する。
3 第4条、第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」

と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、大隅地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成28年12月28日から実施する。

曾於保健医療圏地域医療構想調整会議委員

平成31年1月16日現在

区分	所 属	職名	氏 名
郡 市 医 師 会	曾於医師会	会長	肝付 兼達
市 郡 歯 科 医 師 会	曾於郡歯科医師会	会長	西国領 正
地 区 薬 剤 师 会	そお薬剤師会	会長	田崎 恵
地 区 看 護 協 会	鹿児島県看護協会大隅地区 (曾於医師会立病院)	看護部長	牧之瀬 小代子
市 町 長	曾於市	市長	五位塚 剛
	志布志市	市長	下平 晴行
	大崎町	町長	東 靖弘
代表性を考慮した 病院・診療所、 主な疾患に関する 学識経験者	昭南病院	院長	朝戸 幹雄
	曾於医師会立病院	院長	才原 哲史
	病院芳春苑	院長	橋口 渡
	びろうの樹脳神経外科	院長	菅田 育穂
介護保険事業者	大隅地区介護事業所連絡協議会 (特別養護老人ホーム賀寿園)	理事	山本 一貴
県 立 病 院	県民健康プラザ 鹿屋医療センター	院長	日高 史郎
地 域 振 興 局	大隅地域振興局保健福祉環境部	保健福祉環境部長	四元 俊彦